

上田市福祉医療費 助成制度のしおり

福祉医療費 助成制度とは

上田市の医療費助成制度は、福祉の増進と子育て支援に寄与することを目的に、病気やけがなどによる受診や処方箋による投薬を受けた時の自己負担金を助成する制度です。県内の医療機関（病院・薬局など）の窓口で「福祉医療費受給者証」を提示することで、助成を受けることができます。

対象者

区分	対象者	要件	給付対象	所得制限(判定表参照)	備考
児童	児童	出生から 18歳到達後の最初の 3月31日	通院・入院	なし	上田市では、子ども医療費給付金事業として、長野県の基準より支給拡大しています。 (拡大部分は市単独事業)
高齢者	低所得高齢者	67歳以上70歳未満		市民税非課税世帯	70歳以上の健康保険法準用(2割までは自己負担)
障がい者	身体障害者手帳	1級、2級、3級	通院・入院	特別障害者手当を受給できる範囲内	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳の年度末までの方は所得制限がありません。 ・上田市の区域外に所在する長野県内の特定施設(障害者自立支援法を準用)に入所する障がい者のうち、上田市が支給決定を行う方で、左記障がい者に該当する方を含みます。 ※該当する施設等の詳細については、お問い合わせください。
	療育手帳	A1、A2、B1、B2			
	特別児童扶養手当	1級該当の児童			
	65歳以上国民年金法施行令別表該当者	国民年金法施行令別表1級、2級			
	精神障害者保健福祉手帳	1級	通院のみ		
		1級 2級	通院・入院	所得税非課税世帯	
		2級	通院のみ	本人が所得税非課税者であり、扶養義務者の所得が特別障害者手当を受給できる範囲内	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 所得制限対象者の資格は、8月から翌年7月までとなります。毎年6月に更新審査がありますので、それまでに本人及び家族の確定申告等の税申告が必要です。 </div>
母子家庭等	母子家庭の母	配偶者のいない女子で、18歳未満の児童を扶養している者	通院・入院	児童扶養手当を受給できる範囲内(母及び父については一部支給の限度額範囲内)	18歳以上のお子さまは、高等学校等の在学中に限り20歳を限度に卒業月まで延長が可能です。 (在学証明必要) ※母及び父は、扶養する一番年少のお子さまが資格喪失するまで対象になります。高等学校等には、全日制の他に定時制高等学校・通信制高等学校・専修学校(高等部)・特別支援学校(高等部)なども含まれます。
	母子家庭の子	上記に扶養されている18歳未満の児童			
	父母のいない児童	父母のいない18歳未満の児童			
父子家庭	父子家庭の父	配偶者のいない男子で、18歳未満の児童を扶養している者			
	父子家庭の子	上記に扶養されている18歳未満の児童			

助成の対象となる医療

- 保険証を使用して受診した時の、**医療保険による治療の自己負担分が対象**となります。
医師が認めた柔道整復・鍼灸等の施術、補装具等も含まれます。

助成から除かれるもの

- 高額療養費、附加給付金、食事療養費、生活療養費、交通事故等の第三者行為にかかる医療費、学校や保育園等での事故等にかかる医療費（日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用）など、**他の制度により給付されるものは除かれます**。交通事故や学校での事故などの場合は、医療機関の窓口はその旨をお伝えください。
- 小児慢性特定疾病医療、未熟児養育医療、自立支援医療、難病医療など、他の公費負担の受給者証をお持ちの場合は、その受給者証を受診の際に提示し、適用を受けてください。

負担金

- 助成制度を長期に渡って支えていくため、1レセプト^{*}ごと500円までは、受給者にご負担いただいています。

^{*}医療機関や薬局（処方元ごと）が、被保険者ごとに1か月単位で作成する、診療や調剤内容の明細書。入院と通院別。

助成期限

- 助成期限は、受診の翌月から1年です。

「福祉医療費受給者証」の申請と交付

申請 申請書を市役所に提出してください。

●【提出先】

児 童	福祉課又は各地域自治センター
障がい者・高齢者	福祉課又は丸子・真田・武石地域自治センター
母子・父子家庭等	子育て・子育て支援課（ひとまちげんき・健康プラザうえだ）

●【手続きに必要なもの】

医療保険証、振込口座の預金通帳等
障がい者の方は、障がいの程度のわかる手帳、障がい年金証書（手帳を交付されていない65歳以上の方）
転入等で1月1日現在上田市に居住がない場合、「高齢者」・「障がい者」・「母子・父子家庭等」に該当する方は、前住所地発行の所得課税証明書（所得額、扶養人数、住民税の課税状況がわかるもの）またはマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード、マイナンバー入り住民票）

交付 申請の受付後、約1～2週間で市役所からご自宅に郵送します。



助成方法

1 出生から18歳までの方 ※18歳到達後の最初の3月31日まで(4月1日生まれの方は17歳の3月31日まで)

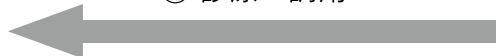


受給者

① 受給者証の提示・500円の支払



② 診療・調剤



長野県内医療機関
(病院・薬局)

1レセプトあたりの支払いは上限500円です。1回目の支払いが500円未満の場合、同月内で2回目以降の支払いは合計が500円になるまで支払います。

※ただし、鍼灸院は、下記2または窓口での申請となります。

⑥ 福祉医療費の
支払

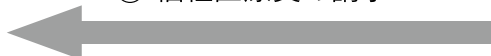


③ 福祉医療費の
請求



市役所

④ 福祉医療費の請求



⑤ 福祉医療費の支払



審査支払機関

2 18歳以上の方 ※18歳到達後の最初の3月31日以降

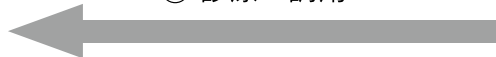


受給者

① 受給者証の提示・
自己負担金の支払



② 診療・調剤



長野県内医療機関
(病院・薬局)

⑤ 自己負担金から
500円を差し
引いた額の振込



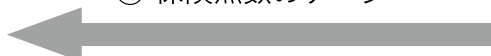
受診月から概ね3か月後の月末に指定口座に振り込みます。ただし、高額療養費の支給に該当する場合は、各医療保険からの支給額確認が完了してから振り込みます。振込がある月のみ支払通知書を送付します。

③ 保険点数の
データ



市役所

④ 保険点数のデータ



国保連合会

●受給者証を提示しないで受診した場合や、遡って受給者証の交付があった場合は、医療機関等に遡りの報告処理を依頼し、できない場合は市役所窓口で支給の申請をしてください。

市役所窓口での支給申請

鍼灸院への受診、県外の医療機関への受診、受給者証未提示の受診の場合は、保険の自己負担金を支払い、福祉課または各地域自治センターで支給申請をしてください。ただし、**受診の翌月から1年を経過した場合は、申請することができませんのでご注意ください。**

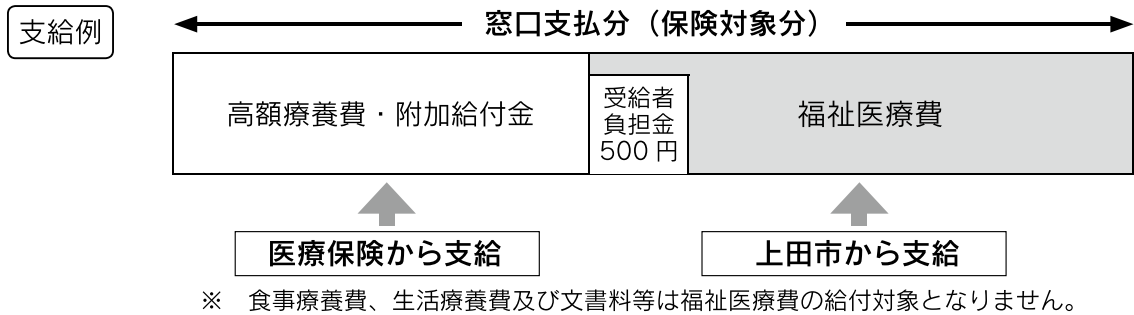
手続きに必要なもの	福祉医療費受給者証 医療保険証 保険診療点数の記載されている領収書
-----------	---



高額療養費に該当する場合

1 18歳以上の方 ※18歳到達後の最初の3月31日以降

高額療養費に該当する場合は、ご加入の各医療保険等から高額療養費や附加給付金が支給されますので手続きをお願いします。窓口支払分（保険対象分）から、高額療養費・附加給付金を控除した後の**残りを福祉医療費として支給**します。

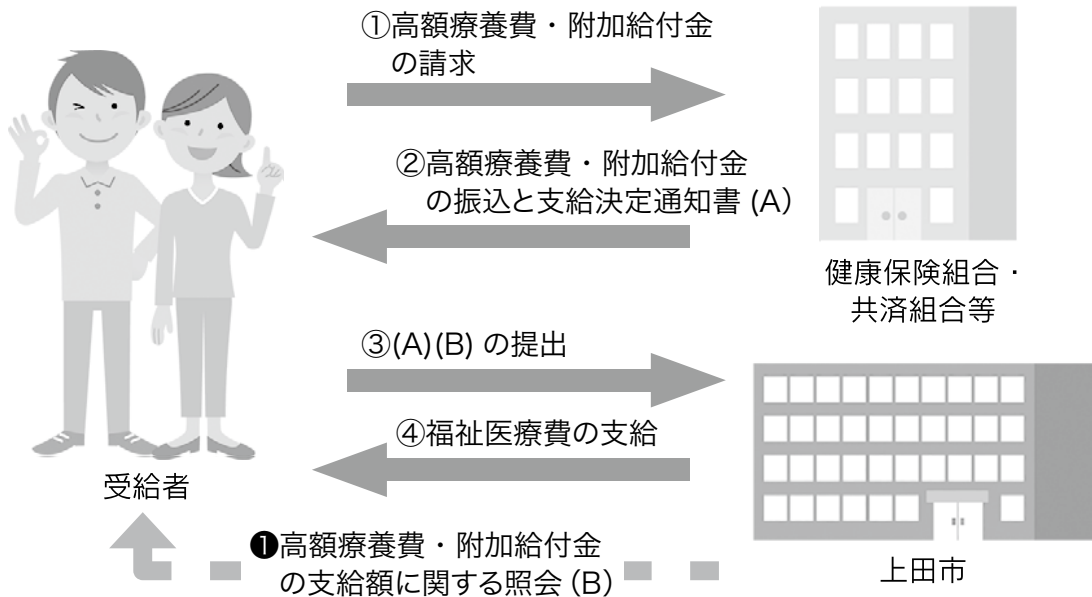


●国民健康保険、後期高齢者医療保険の場合

国保年金課から案内がありますので手続きをしてください。

●社会保険（健康保険組合、全国健康保険協会等）の場合

高額療養費や附加給付金を支給決定通知書等で確認してからの給付となります。（下記のとおり）



●窓口支払が高額になる場合は、各医療保険への「医療限度額適用申請」手続きをお勧めします。発行された「認定証」を医療機関に提示することで、窓口での支払が限度額までとなります。

2 出生から18歳までの方

受診の際「認定証」を提示し、500円の受給者負担金を支払ってください。

受給資格所得判定表

※下記の要件及び資格区分と所得制限額両方に該当した場合に受給対象となります。

対象者	要件	所得制限額		
児童	出生から18歳到達後の最初の3月31日まで	通院・入院	所得は問わない	
低所得高齢者	67歳以上70歳未満 (2割までは自己負担)	通院・入院	市町村民税非課税世帯に属する者	
障がい者	資格区分／通院・入院	特別障害者手当所得制限の限度額 (単位:円)		
	身体障害者手帳1級	扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得 (所得ある方で判定)
	身体障害者手帳2級			
	身体障害者手帳3級			
	療育手帳 A1			
	療育手帳 A2			
	療育手帳 B1			
	療育手帳 B2			
	特別児童扶養手当1級			
	65歳以上国民年金法施行令別表該当者			
	精神障がい者資格区分			
	精神障害者保健福祉手帳1級			
	精神障害者保健福祉手帳2級			
精神障害者保健福祉手帳1級	通院・入院	所得税非課税世帯	上記の所得制限の限度額以内の者	
精神障害者保健福祉手帳2級	通院・入院	所得税非課税世帯	上記の所得制限の限度額以内の者	
精神障害者保健福祉手帳2級	通院のみ	本人が所得税非課税であり、扶養義務者の所得が特別障害者手当を受給できる範囲内		
母子家庭・父子家庭の要件に該当した母子及び父子	児童扶養手当所得制限の限度額 (単位:円)			
	扶養親族等の数	母または父の所得額	扶養義務者等	
	0人	1,920,000	2,360,000	
	1人	2,300,000	2,740,000	
	2人	2,680,000	3,120,000	
	3人	3,060,000	3,500,000	
	4人	3,440,000	3,880,000	
5人	3,820,000	4,260,000		

【注意事項】
所得制限対象者の資格は8月から翌年7月までです。毎年6月に更新審査がありますので、それまでに本人及び家族の確定申告等の税申告が必要です。なお、1月1日に上田市以外に住所があった場合は、前住所地発行の所得課税証明書等が必要です。

※所得上限額は目安です。

各種手続

事由	提出書類・手続等	手続に必要なもの
出生・転入・新規取得	福祉医療費受給者証交付申請書	医療保険証、口座の通帳等 (障がい区分の場合は、障害者手帳等)
死亡	福祉医療費に関する変更届書	福祉医療費受給者証 死亡者以外の親族の口座の通帳等
福祉医療費受給者証の紛失・汚損	福祉医療費受給者証再交付申請書	
口座変更	福祉医療費に関する変更届書	福祉医療費受給者証 新しい振込口座の通帳等
医療保険変更	福祉医療費に関する変更届書	福祉医療費受給者証 新しい医療保険証
住所、氏名の変更	福祉医療費受給者証交付申請書	福祉医療費受給者証
障害者手帳の等級変更	福祉医療費受給者証交付申請書	福祉医療費受給者証 医療保険証 障害者手帳等
補そう具、鍼灸マッサージ等の治療費の支給申請	福祉医療費給付金支給申請書	治療代、補装具の領収書(コピー可) 医師の指示書、証明書(コピー可) ※補そう具は医師の診断書(コピー可) 福祉医療費受給者証、医療保険証
小児用弱視等の治療用眼鏡(9歳未満対象)支給申請 ※更新条件有り	福祉医療費給付金支給申請書	医師の指示書、証明書(コピー可) 眼鏡の領収書(コピー可) 福祉医療費受給者証、医療保険証 健康保険組合等から発行された支給決定通知書
市民税非課税世帯で医療費の支払いが著しく困難な場合に窓口医療費負担分のみ1か月間貸付する制度	福祉医療費資金貸付資格認定申請書 納税状況調査同意書 ※事前申請及び認定審査あり	福祉医療費受給者証 医療保険証 印かん その他書類(所得課税証明書等)

【お問い合わせ先】

上田市役所 (福祉課) Tel 23-5130 (直通)
Tel 22-4100 (代表)

丸子地域自治センター (市民サービス課) Tel 42-1118

真田地域自治センター (市民サービス課) Tel 72-2203

武石地域自治センター (市民サービス課) Tel 85-2068

<母子・父子家庭等の福祉医療資格取得については下記へ>

子育て・子育て支援課 (ひとまちげんき・健康プラザうえだ)
Tel 23-5106

